

第2回規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 平成30年8月22日(水) 13:00～15:00 県庁3号館第1委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)
三輪 康一(神戸大学名誉教授)
三原 修二(兵庫県経営者協会会長)
辻 芳治(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)
藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)
中後 和子(学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長)
(オブザーバー)
金澤 和夫(兵庫県副知事)、庵途委員(県町村会会長(佐用町長))
※藤原 保幸(兵庫県市長会会長(伊丹市長))は欠席

3 審議の内容

(1) 県・市町の条例等による規制に関する事項

①夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準

(オブザーバー)

岡山県側の国道では、夜間等でも片側の簡易信号機だけで規制しているが、兵庫県側に入ると、簡易信号機を置き、更にその両側に誘導員を配置している。また管路の工事でも、岡山県側では鉄板(鋼板)を上置き交通上の危険がないようにして交通確保ができるが、兵庫県側では毎日夕方に全部埋めて仮舗装をするため、非常に時間とコストがかかっている。

(委員)

先ほどの発言とは異なり、県内でも国道29号線で、深夜に工事をしていないときは簡易信号機だけという現場を車で走ったこともある。ただ、簡易信号機だけでは危ない場面もあるので、個々の状況によるだろう。

(所管部局)

昨年、本部から各警察署に対して「工事用信号機のみ運用も状況によっては可能」という通知を出しており、通知に沿った運用も実際に行っている。数値的な基準は設けていないが、特に交通規制が伴う工事については、事前協議を始めとして各警察署長が工事主体者と綿密な調整等を行っており、その際に必要に応じて条件を付加している。

(委員)

どういう場面では簡易信号機だけでよく、どのような状況が加わると深夜であっても交通整理要員が必要であるといった、審査基準の設定が可能か検討が必要である。基準化が難しい場合は、簡易信号機だけで認めている具体例があると分かりやすい。

②地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲

(オブザーバー)

イベント等で臨時的出店に当たるかどうか、現行の基準を見直すという答えになっているが、どこまで緩めるのか。どういう場合がOKであるという具体的な当てはめが、提案者にも納得できるような内容で示されるべきである。

(所管部局)

営業に関することの定義に基づき、その行為が業に該当するかどうかという点から、相談者には説明をし、必要な助言指導もしている。今後の検討に当たっては、回数あるいは日数だけではなく、営業行為に当たるかどうかを判断する際の基準として妥当なものとなるよう検討したい。

(委員)

審査基準は分かりやすいことが鉄則であり、その方が現場の職員にとっても良い。具体的に書く内容を検討すること。

③道路使用許可申請の包括申請による許可

(委員)

警察庁の通達を踏まえ判断されているが、この通達の記述には、分かりにくい言い回しもある。どのような内容で判断するのか、こういう場合は一体で許可を行ったというような典型的な事例を示せば、より分かりやすい審査基準になる。

《審議を踏まえた対応方針》

①から③のそれぞれについて、許可基準等の明確化を検討し、明確化が難しい場合は具体の例示ができないか検討を行う。

④環境の保全と創造に関する条例による緑化基準・工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定

(オブザーバー)

佐用町では、既存の工場を増設しようとしても、限られた敷地内で緑地面積が規制されてしまうと増設できない事例があり、緩和する条例を作っている。周囲は山の中のような所であり、元々厳しい基準を設ける必要性がない。

(事務局)

制度があることが市町に十分に知られておらず、地域創生の動きの中で、いざ企業誘致に取り組もうとしても、緑地面積の基準が支障になることが起こり得るため、県としても各市町に積極的に呼びかける必要があると考えている。

(委員)

市街地の場合は、ストックとして工場敷地等の中に緑地を確保するなど、それぞれの地域で事情がある。県下全ての市町で緩和条例を作りなさいということではなく、市町の実情に応じて工場敷地内の緑地面積に関する基準を定めることができる制度があることを、市町に周知するのであれば問題ない。

(事務局)

各市町が条例で緩和、もしくは上乘せすることができるので、市町がそれぞれの地域特性に応じて判断すべきものとする。県からの助言は、丁寧にしたい。

(委員)

例えば、小野市の工業団地で緑地面積を確保する場合と、明石市で緑地面積を確保する場合では状況が異なる。周辺が山林であるなど、地域の状況も踏まえた判断を、県から市町に依頼する必要がある。

(所管部局)

国の法律や県の条例は、地域一律で基準を設定せざるを得ないという考え方である。地域の実情はその地域の地方公共団体が最も精通しているという考え方から、環境や企業誘致などをトータルで考え、条例によって各地域に合わせた基準を設定できる制度となっている。

《審議を踏まえた対応方針》

緑化に関する基準を更に緩和する、または更に厳しくするという判断を、地域の状況も踏まえて市町が積極的に行えるよう、制度の周知を行う。

⑤木造長屋建築時の階数制限(2階以下(準耐火建築物等は3階以下)とCLT採用への対応

(委員)

居住者の生命に関わる非常に大事な問題であり、慎重な検討が必要だ。

(オブザーバー)

近隣の他府県でももう少し階数の制限を緩和しているところがあるのではないかと。近隣府県あるいは全国的な動向を踏まえて、本県の基準が厳しいのか緩いのかをチェックする必要がある。

(委員)

建築基準条例第25条の定め方が、このままでいいのか。CLTに関する今回の提案を一つのきっかけとして、他府県との比較をしながら、準耐火建築物としない場合の要件や工夫している例などを調べる必要がある。

(オブザーバー)

木材利用をもっと促進したいが、建築基準法では木材は燃えるため大規模建築物や構造部では使用に制限があり、木が建材として活用できていない。CLTという構造材の開発により、色々な用途に使えるようにはなったが、CLTも燃えるということでその用途に対して規制がかかり、十分に活用できていない。

(委員)

県条例では、規制の対象を木造長屋に限っており、共同住宅として多くの人々が住むことから規制の緩和に対して慎重になることも大事である。緩和すると、例えば密集市街地の中で道路の条件も悪い所に木造長屋を建てるといったケースが出てくれば、防火の問題、避難の問題、安全性の問題についてかなり対応が難しくなる。一律に緩和というのは危ないと思う。

(所管部局)

法律では、3階以上の共同住宅には耐火建築物を求めているが、長屋を含む戸建て住宅には、大規模な木造建築物を除いて耐火に関する規制がない。廊下や階段を共用する共同住宅とは異なり、長屋は共有部分がなく、戸建て住宅が外壁だけを共有して並んでいるという形である。2階に専用階段で上がる2階建ての重層長屋と呼ばれるものがあるが、2階程度であれば木造であっても危険性は低いということで、条例で木造長屋の場合は2階までという基準を定めている。

最近3階建ての長屋が出てきており、3階の居住者は、1階、2階の居住者の更に上に住む状況になっている。この場合は、火災発生時の危険性が高いということも踏まえ、条例により、耐火建築物を求める共同住宅までは厳しくしないまでも、準耐火建築物を求めているところである。

また、CLTは木材を直交させており、かなり強い材ではあるが、構造力学的には強いが火に強いとは言い切れない。そのため、CLT材を使うからといって、それが準耐火建築物相当であるとは考えていない。

《審議を踏まえた対応方針》

他府県の状況と比較した上で、兵庫県として、木造全般、とりわけ長屋の基準が現状で良いかどうかの検証を行う。

⑥高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制

(委員)

高速道路会社以外にも、広告物の種類や大きさ等に対する規制のあり方について、似たような問題が潜在化しているのなら、検討が必要となるだろう。広告主を一般化して考えないなら、個別の対応で解決済みとなる。

(所管部局)

適用除外の条件を、知事が指定する団体が公共的目的を持って行う場合としており、特に大きな問題は発生しない。新たな公共的団体が発生すれば、順次告示で追加をすることで対応していく。

《審議を踏まえた対応方針》

解決済みとする。

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

①納税証明書交付請求書への申請者の押印

(オブザーバー)

様式上では押印を求めているが、実務上求めていないので周知するということがだが、なぜ様式自体を変更しないのか。

(所管部局)

本人確認ができる場合は押印がなくても交付しているが、印鑑が必要な場合もあるため、押印の欄の表記自体は省略をしていない。

(委員)

様式で明確にした方が分かりやすいので、検討すること。

《審議を踏まえた対応方針》

本人確認ができる場合には、押印が不要であることが明確になるよう、様式の見直しを検討する。

②収入証紙による手数料納付の方法

(委員)

証紙売りさばき所が県内に 569 ヶ所設置されているが、開設時間はどうなっているのか。24 時間営業のコンビニで支払いたいというのであれば、納付者の生活スタイルに合わせて、証紙も 24 時間販売しているところがあれば良い。

(所管部局)

収入証紙の売りさばき所の 8 割は金融機関である。開設時間は、金融機関であれば 15 時まで、組合等が販売している箇所では、それぞれの営業時間になるが、17 時までというのが多い。

(委員)

現行の金融機関による売りさばきの利便性が悪いのであれば、コンビニで切手と同じように取り扱えないか。

(所管部局)

収入証紙の販売を委託する際に一番問題となるのが、在庫の問題である。売りさばき所には、予め収入証紙を購入してもらう必要があり、在庫を抱えることになる。

(委員)

それは工夫できる方法を考えれば良い。

(委員)

購入できる時間の問題であれば、コンビニでの販売の他にクレジットカード決済も考えられる。

(委員)

I C T の発展により決済手段が多様化している中、その先の手段を考える方が良い。将来、コンビニは 24 時間営業ではなくなるかもしれない。その時に納付方法を再検討しないといけなくなる。

(オブザーバー)

証紙は住民側のコストが高い手法だと思われるので、当局において、現時点で考えられる納付方法について、社会的なトータルコストから、おおよその目安がつくような説明をしてもらいたい。

《審議を踏まえた対応方針》

現行の証紙の仕組み、コンビニでの証紙の販売、ネット決済、現金収納等について、それぞれのくらいコストデメリットがあるのかについて、検討を行う。

③マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付

(オブザーバー)

コンビニ交付は便利なのだが、システムの導入コスト等が高額になるので、交付件数が少ないと、1 件当たりの交付コストが 3 万円も 4 万円もかかる場合もある。マイナンバーカードを普及させる手段として導入すべきという事情も分かるが、コストがかかりすぎるのが課題である。

(所管部局)

初期導入のコストやランニングコストも考慮が必要であるが、コンビニ交付など利活用の幅を広げることがマイナンバーカードの普及に繋がることから、引き続き住民サービス向上の観点から、コンビニにおける証明書等の自動交付の開始について、市町への働きかけを行う。

《審議を踏まえた対応方針》

県から未導入市町への働きかけを引き続き行う。

④建設業の経営事項審査の往復はがきによる申請(審査日の予約)

(委員)

所管部局において見直しを検討するとされていることから、見直しを進めて頂きたい。

⑤介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務

(委員)

所管団体において見直しを検討するとされていることから、様式等について見直しを進めて頂きたい。

《審議を踏まえた対応方針》

④経営事項審査の往復はがきによる申請については、新たな申請方法の検討を進め、⑤介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務については、国の省令改正に合わせ、平成 30 年 10 月 1 日の様式変更に向けた見直しを行う。

(3) 国の法令等による規制に関する事項

①農地取得要件の下限面積の撤廃

(オブザーバー)

農地取得の下限面積は、地域でかなり緩和をし、移住者や新規就農者が新たに農業を始められるような下限面積を各農業委員会で設定している。

(所管部局)

農業委員会は、農業者が集まった合議体である。農地法の目的である優良農地の確保や有効利用という観点から判断され、下限面積が設定されることから、その判断を尊重したい。

(委員)

下限をどのぐらいに設定するかというのは、地域の状況に合わせて農業委員会が決定することであり、その下限面積に従って厳格に運用することが重要である。

《審議を踏まえた対応方針》

県下のほとんどの市町農業委員会において、地域の実情に応じた下限面積を設定していることが確認されたため、農地法の下限面積撤廃に関する国への要望は行わない。

②古民家の改修等に係る規制緩和

(委員)

防火扉と、排煙設備を不燃材料とすることについて、見た目の問題による緩和は妥当ではないとされているが、何か工夫することによって対応できる方法はないのか。

(所管部局)

「こういう工夫をすれば、建築基準法のただし書き等でカバーできないか」という提案であれば、国への要望も検討できるが、単に規制のために自由に使用ができないから撤廃して欲しいということでは、安全面の配慮から、国へ規制緩和を求めるのは困難である。

グループホームでの火災事例を踏まえ、消防法でスプリンクラー設置が義務づけられた。一方で、スプリンクラー設置による緩和策として、100㎡以内で各部屋に防火上主要な間仕切り壁を設置するよう建築基準法で求めていたものを、200㎡まで拡大できるよう緩和されたものである。

(委員)

安全面からこのような規制は必要だと思うが、実際には消防から防火ドアの色などを厳しく指導される。古民家の良さを生かしたいが、規制のため印象を変えざるを得ず、その辺りを緩和して欲しいというものはあるかもしれない。建物の印象に合う緩和と防火の両立が難しいとは思っている。

(所管部局)

防火扉の設置と不燃材料による排煙設備は、建築技術者の工夫によって木目調に見せること等が可能だと考える。単純に今ある状態のまま使いたいというだけでは、法律に合致しないと云わざるを得ない。

(委員)

デザインを工夫する余地は、建築者側にもあるのではないかと。

(オブザーバー)

障子、ふすまであれば、通常はどこからでも屋外に出られるはずで、スプリンクラー付きの古民家に何故防火扉が必要なのか。

(委員)

古民家であっても、規制の枠組みの中でデザインを工夫することにより実際に対応できているという例があれば示して頂きたい。

《審議を踏まえた対応方針》

建築技術者の工夫等により現行規制の中で見た目等の課題に対応できている例を示し、また、古民家において、扉が防火扉でなければならない理由について整理を行う。

③マイナンバーカードの電子証明書等更新手続きの簡素化等

(委員)

国へ積極的に働きかけて頂きたい。

《審議を踏まえた対応方針》

簡易な更新方法の検討等について、引き続き国へ要望を行う。

以下2項目については、審議時間の都合により、次回会議において検討を行う予定。

④建築基準法改正(H30.6.27交布)に伴う用途変更の際の届け出の義務化

⑤小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化

(4) 会議当日における新たな提案

①交通空白地域における自家用有償運送登録要件の緩和

- ・過疎地ではバスが無くなり、高齢者が車の運転もできなくなる中で、交通弱者をいかにして運んでいくかが課題である。市町等が自家用自動車を活用して有償で人や荷物を運ぶ際に問題となるのが、道路運送法の関係であり、養父市は特区を活用して自家用有償運送を実施しているが、どこでも特区ができるわけではないので、交通空白地域における自家用有償運送登録要件の緩和の検討が必要である。

②所有者不明土地の増加を防ぐための仕組みの検討

- ・所有者不明の農地と同様に、一般の土地所有について相続の問題が顕在化している。今後、高齢化の進展に伴い、亡くなった方の土地の相続放棄が増えると、行政に大変な手間がかかるようになる。所有者不明土地を増やさない方策を検討する必要がある。

《対応方針》

どちらも国に対して要望等を行っている。規制緩和を求める提案募集を活用した提案や、国への予算要望時の提案等により、引き続き国への働きかけを進める。